

基本診療料の施設基準等の一部を改正する件

○厚生労働省告示第二百六十三号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、基本診療料の施設基準等（平成二十年厚生労働省告示第六十二号）の一部を次の表のように改正し、令和六年十月一日から適用する。

令和六年八月二十日

厚生労働大臣 武見 敬三

改正後	改正前
<p>第三 初・再診料の施設基準等</p> <p>一〜三の七 (略)</p> <p>三の八 医療DX推進体制整備加算の施設基準</p> <p>(1) 医療DX推進体制整備加算1の施設基準</p> <p>イ 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令第一条に規定する電子情報処理組織の使用による請求を行っていること。</p> <p>ロ 健康保険法第三条第十三項に規定する電子資格確認を行う体制を有していること。</p> <p>ハ 医師又は歯科医師が、健康保険法第三条第十三項に規定する電子資格確認を利用して取得した診療情報を、診療を行う診察室、手術室又は処置室等において、閲覧又は活用できる体制を有していること。</p> <p>ニ 電磁的記録をもって作成された処方箋を発行する体制を有していること。</p> <p>ホ 電磁的方法により診療情報を共有し、活用する体制を有していること。</p> <p>ヘ 健康保険法第三条第十三項に規定する電子資格確認に係る十分な実績を有していること。</p> <p>ト 医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して診療を行うことについて、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。</p> <p>チ トの掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。</p> <p>リ マイナポータルの医療情報等に基づき、患者からの健康管理に係る相談に応じる体制を有していること。</p> <p>(2) 医療DX推進体制整備加算2の施設基準</p>	<p>第三 初・再診料の施設基準等</p> <p>一〜三の七 (略)</p> <p>三の八 医療DX推進体制整備加算の施設基準</p> <p>(1) 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令第一条に規定する電子情報処理組織の使用による請求を行っていること。</p> <p>(2) 健康保険法第三条第十三項に規定する電子資格確認を行う体制を有していること。</p> <p>(3) 医師又は歯科医師が、健康保険法第三条第十三項に規定する電子資格確認を利用して取得した診療情報を、診療を行う診察室、手術室又は処置室等において、閲覧又は活用できる体制を有していること。</p> <p>(4) 電磁的記録をもって作成された処方箋を発行する体制を有していること。</p> <p>(5) 電磁的方法により診療情報を共有し、活用する体制を有していること。</p> <p>(6) 健康保険法第三条第十三項に規定する電子資格確認に係る実績を一定程度有していること。</p> <p>(7) 医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して診療を行うことについて、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。</p> <p>(8) (7)の掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。</p>

イ (1)のイからホまで及びトからリまでに掲げる施設基準を満たすものであること。

ロ 健康保険法第三条第十三項に規定する電子資格確認に係る必要な実績を有していること。

(3) 医療DX推進体制整備加算3の施設基準

イ (1)のイからホまで並びにト及びチに掲げる施設基準を満たすものであること。

ロ 健康保険法第三条第十三項に規定する電子資格確認に係る実績を有していること。

三の九〇十一 (略)

第八 入院基本料等加算の施設基準等

一 総合入院体制加算の施設基準

(1) 総合入院体制加算1の施設基準

イ〜ホ (略)

へ 次のいずれにも該当すること。

① (略)

② 当該保険医療機関と同一建物内に老人福祉法(昭和三十三年法律第百三十三号)第二十条の五に規定する特別養護老人ホーム(以下「特別養護老人ホーム」という。)、介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設(以下「介護老人保健施設」という。)又は同条第二十九項に規定する介護医療院を設置していないこと。

ト〜リ (略)

(2)・(3) (略)

一の二〇六の三 (略)

六の四 妊産婦緊急搬送入院加算の施設基準

妊娠状態の異常が疑われる妊産婦の患者の受入れ及び緊急の分娩への対応につき十分な体制が整備されていること。

三の九〇十一 (略)

第八 入院基本料等加算の施設基準等

一 総合入院体制加算の施設基準

(1) 総合入院体制加算1の施設基準

イ〜ホ (略)

へ 次のいずれにも該当すること。

① (略)

② 当該保険医療機関と同一建物内に老人福祉法(昭和三十三年法律第百三十三号)第二十条の五に規定する特別養護老人ホーム(以下「特別養護老人ホーム」という。)及び介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設(以下「介護老人保健施設」という。)を設置していないこと。

ト〜リ (略)

(2)・(3) (略)

一の二〇六の三 (略)

六の四 妊産婦緊急搬送入院加算の施設基準

妊娠状態の異常が疑われる妊産婦の患者の受入れ及び緊急の分娩への対応につき十分な体制が整備されていること

六の五 在宅患者緊急入院診療加算に規定する別に厚生労働大臣が定めるもの

~~特掲診療料の施設基準等第三の六の(2)に該当する在宅療養支援診療所及び第四の一の(2)に該当する在宅療養支援病院~~

六の六 在宅患者緊急入院診療加算に規定する別に厚生労働大臣が定める疾病等

~~別表第十三に掲げる疾病等~~

七〇三十六 (略)

第九 特定入院料の施設基準等

一〇六の三 (略)

六の四 地域包括医療病棟入院料の施設基準等

(1) (3) (略)

~~(4) 地域包括医療病棟入院料の注4の除外薬剤・注射薬~~

~~自己連続携行式腹膜灌流用灌流液並びに別表第五の一の三に掲げる薬剤及び注射薬~~

(5) (10) (略)

七〇二十一 (略)

第十一 経過措置

一〇十九 (略)

二十 令和六年三月三十一日において現に次の(1)から(4)までに掲げる診療料に係る届出を行っている病棟又は病室については、令和八年五月三十一日までの間に限り、次の(1)から(4)までに掲げる区分に応じ、当該各(1)から(4)までに定める基準に該当するものとみなす。

(1) (略)

(2) 精神病棟入院基本料 (十三対一入院基本料に限る。) 第五

の四の二の(1)のロの⑥

(3) ・ (4) (略)

六の五 在宅患者緊急入院診療加算に規定する別に厚生労働大臣が定めるもの

~~特掲診療料の施設基準等第三の六の(2)に該当する在宅療養支援診療所及び第四の一の(2)に該当する在宅療養支援病院~~

六の六 在宅患者緊急入院診療加算に規定する別に厚生労働大臣が定める疾病等

~~別表第十三に掲げる疾病等~~

七〇三十六 (略)

第九 特定入院料の施設基準等

一〇六の三 (略)

六の四 地域包括医療病棟入院料の施設基準等

(1) (3) (略)

(新設)

(4) (9) (略)

七〇二十一 (略)

第十一 経過措置

一〇十九 (略)

二十 令和六年三月三十一日において現に次の(1)から(4)までに掲げる診療料に係る届出を行っている病棟又は病室については、令和八年五月三十一日までの間に限り、次の(1)から(4)までに掲げる区分に応じ、当該各(1)から(4)までに定める基準に該当するものとみなす。

(1) (略)

(2) 精神病棟入院基本料 (十対一入院基本料に限る。) 第五

の四の二の(1)のロの⑥

(3) ・ (4) (略)

別表第五 特定入院基本料、療養病棟入院基本料、障害者施設等入院基本料の注6、注13及び注14の点数並びに有床診療所療養病棟入院基本料に含まれる画像診断及び処置並びにこれらに含まれない除外薬剤・注射薬

一 (略)

二 これらに含まれる処置

(略)

鼻腔栄養

(略)

三・四 (略)

別表第五の一の三 地域包括医療病棟入院料、地域包括ケア病棟入院料、特定一般病棟入院料及び短期滞在手術等基本料の除外薬剤・注射薬

(略)

別表第五の二 療養病棟入院基本料（疾患・状態については、入院料1から入院料9まで及び入院料28から入院料30までに限り、処置等については、入院料1から入院料3まで、入院料10から入院料12まで及び入院料19から入院料21までに限る。）及び有床診療所療養病棟入院基本料（入院基本料Aに限る。）に係る疾患・状態及び処置等

一 (略)

二 対象となる処置等

中心静脈栄養（療養病棟入院基本料を算定する場合にあつては、広汎性腹膜炎、腸閉塞、難治性嘔吐、難治性下痢、活動性の消化管出血、炎症性腸疾患、短腸症候群、消化管瘻若しくは急性膵炎を有する患者を対象とする場合又は中心静脈栄養を開始した日から三十日以内の場合に実施するものに限る。）

別表第五 特定入院基本料、療養病棟入院基本料、障害者施設等入院基本料の注6、注13及び注14の点数並びに有床診療所療養病棟入院基本料に含まれる画像診断及び処置並びにこれらに含まれない除外薬剤・注射薬

一 (略)

二 これらに含まれる処置

(略)

鼻腔栄養

(略)

三・四 (略)

別表第五の一の三 地域包括ケア病棟入院料、特定一般病棟入院料及び短期滞在手術等基本料の除外薬剤・注射薬

(略)

別表第五の二 療養病棟入院基本料（疾患・状態については、入院料1から入院料9まで及び入院料28から入院料30までに限り、処置等については、入院料1から入院料3まで、入院料10から入院料12まで及び入院料19から入院料21までに限る。）及び有床診療所療養病棟入院基本料（入院基本料Aに限る。）に係る疾患・状態及び処置等

一 (略)

二 対象となる処置等

中心静脈栄養（療養病棟入院基本料を算定する場合にあつては、広汎性腹膜炎、腸閉塞、難治性嘔吐、難治性下痢、活動性の消化管出血、炎症性腸疾患、短腸症候群、消化管瘻若しくは急性膵炎を有する患者を対象とする場合又は中心静脈栄養を開始した日から三十日以内の場合に実施するものに限る。）

(略)

別表第五の三 療養病棟入院基本料（疾患・状態については、入院料10から入院料18まで、処置等については、入院料4から入院料6まで、入院料13から入院料15まで及び入院料22から入院料24までに限る。）及び有床診療所療養病床入院基本料（入院基本料B及び入院基本料Cに限る。）に係る疾患・状態及び処置等

一 (略)

二 対象となる処置等

中心静脈栄養（広汎性腹膜炎、腸閉塞、難治性嘔吐、難治性下痢、活動性の消化管出血、炎症性腸疾患、短腸症候群、消化管瘻又は急性膵炎を有する患者以外を対象として、中心静脈栄養を開始した日から三十日を超えて実施するものに限る。）

(略)

三 (略)

別表第十一 短期滞在手術等基本料に係る手術等

一・二 (略)

三 短期滞在手術等基本料3を算定する手術、検査又は放射線治療

(略)

K 2 1 9 眼瞼下垂症手術 1 眼瞼挙筋前転法

(略)

K 6 3 4 腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術（両側）

(略)

K 8 9 0 - 3 腹腔鏡下卵管形成術

(略)

(略)

別表第五の三 療養病棟入院基本料（疾患・状態については、入院料10から入院料18まで、処置等については、入院料4から入院料6まで、入院料13から入院料15まで及び入院料22から入院料24までに限る。）及び有床診療所療養病床入院基本料（入院基本料B及び入院基本料Cに限る。）に係る疾患・状態及び処置等

一 (略)

二 対象となる処置等

中心静脈栄養（広汎性腹膜炎、腸閉塞、難治性嘔吐、難治性下痢、活動性の消化管出血、炎症性腸疾患、短腸症候群、消化管瘻又は急性膵炎を有する患者以外を対象として、中心静脈栄養を開始した日から三十日を超えて実施するものに限る。）

(略)

三 (略)

別表第十一 短期滞在手術等基本料に係る手術等

一・二 (略)

三 短期滞在手術等基本料3を算定する手術、検査又は放射線治療

(略)

K 2 1 9 眼瞼下垂症手術 1 眼瞼（けん）筋前転法

(略)

K 6 3 4 腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術（両側）

(略)

K 8 9 0 - 3 腹腔鏡下卵管形成術

(略)